

労働者派遣事業の適正な運営の確保
及び派遣労働者の就業条件の整備等
に関する法律等の一部を改正する法
律の施行期日を定める政令案要綱等



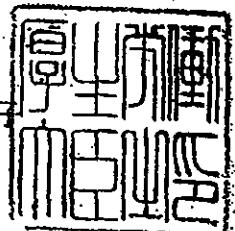
厚生労働省発職派 0627 第3号

平成24年6月27日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱（別紙1）
2. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱（別紙2）
3. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（別紙3）
4. 派遣元事業主が講すべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱（別紙4）
5. 派遣先が講すべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱（別紙5）
6. 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講すべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱（別紙6）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年十月一日とすること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を

改正する政令案要綱

第一 題名の改正

政令の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」に改めるものとすること。

第二 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外

一 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる業務

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第

三十五条の三第一項の政令で定める業務は、現行の第四条各号に掲げる業務のうち、第一号、第二号、

第五号から第十三号まで、第十六号（建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務に限る。）、第十七号から第二十号まで、第二十三号及び第二十五号に掲げる業務とすること。

二 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる場合

法第三十五条の三第一項の政令で定める場合は、次のとおりとすること。

(一) 日雇労働者が六十歳以上の者である場合

(二)

日雇労働者が学校教育法第一条、第二百二十四条又は第二百三十四条第一項の学校の学生又は生徒（定期制の課程に在学する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）である場合

(三) 日雇労働者の収入の額が厚生労働省令で定める額以上である場合

(四)

日雇労働者が主として生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。）その他の親族の収入により生計を維持する者（世帯の収入が厚生労働省令で定める額以上である者に限る。）である場合

第三 その他

一 施行期日

この政令は、平成二十四年十月一日から施行するものとすること。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 題名の改正

省令の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改めるものとすること。

第二 派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限

一 関係派遣先の範囲

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第二十三条の二の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとすること。

- (一) 派遣元事業主が連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二条第四号に規定する連結子会社（以下この(一)及び(二)において単に「連結子会社」という。）である場合にあつては、当該派遣元事業主の親会社及び当該親会社の連結子会社

- (二) 派遣元事業主が連結子会社でない場合にあつては、当該派遣元事業主の親会社等（当該派遣元事業

主の議決権の過半数を所有している者、当該派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者又は当該派遣元事業主の事業の方針の決定に関するこれらの者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。以下この(二)において同じ。) 及び当該派遣元事業主の親会社等の子会社等(当該派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者、当該派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者又は事業の方針の決定に関する当該派遣元事業主の親会社等の支配力がこれらの者と同等以上と認められる者をいう。)

二 関係派遣先への派遣割合

法第二十三條の二の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、一の事業年度における派遣元事業主が雇用する派遣労働者(六十歳以上の定年退職者を除く。)の関係派遣先に係る派遣就業に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の全ての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。)とすること。

三 関係派遣先への派遣割合の厚生労働大臣への報告

法第二十三条第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに行うものとすること。

第三 労働者派遣事業の業務の内容に係る情報提供義務

一 情報提供の方法

法第二十三条第五項の規定による情報の提供は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとすること。

二 労働者派遣に関する料金の額の平均額と派遣労働者の賃金の額の平均額との差額の労働者派遣に関する料金の額の平均額に占める割合

法第二十三条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、前事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とすること。ただし、当該事業所が労働者派遣事業を行う他の事業所と一体的な経営を行つてゐる場合には、その範囲内において同様の

方法により算定することを妨げないものとすること。

三 情報提供すべき事項

法第二十三条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすること。

(一) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

(二) 派遣労働者の賃金の額の平均額

(三) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

第四 期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進することが適当である者

法第三十条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとすること。

一 派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である期間を定めて雇用する派遣労働者

二 派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者

第五 待遇に関する事項等の説明の方法

一 待遇に関する事項等の説明の方法

法第三十一条の二の規定による説明は、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信（以下「書面の交付等」という。）その他の適切な方法により行うものとすること。ただし、二の（一）のうち労働者の賃金の額の見込みに関する事項の説明は、書面の交付等の方法により行うこと。

二 説明すべき事項

法第三十一条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすること。

- (一) 労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項

(二) 事業運営に関する事項

- (三) 労働者派遣に関する制度の概要

第六

労働者派遣に関する料金の額の明示の方法

- 一 労働者派遣に関する料金の額の明示の方法

法第三十四条の二の規定による明示は、書面の交付等の方法により行うものとすること。ただし、派

遣元事業主が労働者派遣をしようとする場合における当該派遣労働者に係る労働者派遣に関する料金の額が同条第一号の規定により明示した額と同一である場合には、同条第二号の規定による明示を要しないものとすること。

二 明示すべき労働者派遣に関する料金の額

法第三十四条の二の厚生労働省令で定める額は、次のいずれかとすること。

(一) 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額

(二) 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における労働者派遣に関する料金の額の平均額
※ 第三の二のただし書に該当する場合には、当該方法により算定した場合の平均額

第七 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる場合

一 禁止の例外となる場合から除かれる学生

日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる場合から除かれる学生は、次のとおりとすること。

(一) 学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程に在学する者

(二) 卒業を予定している者であつて、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなつて いるもの

(三) 休学中の者

(四) (一)から(三)までに準ずる者

二 日雇労働者等の収入の額

日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる日雇労働者の生業の収入の額又は世帯の収入の額は、五百万円とすること。

第八 離職した労働者を離職後一年以内に派遣労働者として受け入れることの禁止

一 受入禁止の例外となる者

法第四十条の六第一項の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の定年退職者とすること。

二 派遣先から派遣元事業主への通知の方法

法第四十条の六第二項の規定による通知は、書面の交付等の方法により行うものとすること。

第九 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十四年十月一日から施行するものとすること。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

派遣元事業主が講すべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 有期雇用派遣労働者等の期間を定めないで雇用される労働者への転換の推進

派遣元事業主は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第三十条の規定による措置を講ずるに当たっては、当該措置の対象となる派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者（以下この第一において「派遣労働者等」という。）に対し、労働契約の締結及び更新、賃金の支払等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するための措置を受けるかどうか等について、派遣労働者等の希望を把握するよう努めるものとすること。

第二 派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

一 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の賃金の決定に当たっては、法第三十条の二第一項の趣旨を踏まえ、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、能力若しくは経験等を勘案するよう努めるものとすること。

また、派遣元事業主は、派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定するよう努めるものとすること。

二 派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもつて、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げるような取扱いは、法第三十条の二第一項の趣旨を踏まえた対応とはいえないこと。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとし、平成二十四年十月一日から適用するものとすること。

派遣先が講すべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 均衡を考慮した待遇の確保に向けた協力

派遣先は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条第三項の規定に基づき、派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事している労働者の賃金水準、教育訓練等の実状を把握するために必要な情報を派遣元事業主に提供するとともに、派遣元事業主が派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣労働者の職務の評価等に協力するよう努めるものとすること。

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとし、平成二十四年十月一日から適用するものとすること。

日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 労働契約の締結に際して講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者を日雇派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該日雇派遣労働者が従事する業務が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三第一項の政令で定める業務に該当し、又は当該日雇派遣労働者が同項の政令で定める場合に適合しているかどうかを確認するものとすること。

第二 安全衛生に係る措置

一 派遣元事業主が講ずべき事項

(一) 派遣元事業主は、日雇派遣労働者に対して労働安全衛生法第五十九条第一項に規定する雇入れ時の安全衛生教育を行う際には、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務内容について、派遣先から確實に聴取した上で、当該業務内容に即した安全衛生教育を行うものとすること。

(二) 派遣元事業主は、日雇派遣労働者が労働安全衛生法第五十九条第三項に規定する危険有害業務に従

事する場合には、派遣先が同項に規定する危険有害業務就業時の安全衛生教育を確實に行つたかどうか確認するものとすること。

二 派遣先が講すべき事項

- (一) 派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務内容を派遣元事業主に対し積極的に提供するものとすること。

- (二) 派遣先は、派遣元事業主が日雇派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を確実に行つたかどうか確認するものとすること。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとし、平成二十四年十月一日から適用するものとすること。

